

損金 or 交際費課税

役員賞与処理・重加算税のリスク

税務署に相手方を明かせない

リベート キックバックの 税務

株式会社 KACHIEL
代表取締役 CEO

久保 憂希也
KUBO YUKIYA

顧問先が支払っている

「リベート」「キックバック」の

税務処理に悩む

税理士・会計事務所必見！



～損金 or 交際費課税／役員賞与処理・重加算税のリスク～
税務署に相手方を明かせないリベート・キックバックの税務

目次

情報提供料と交際費の考え方（総論）	2
取引先役員・従業員への情報提供料は交際費に該当する	6
税務調査の論点にしないための処理方法	9
役員賞与+重加算税の指摘に反論する方法	12
秘匿金課税と指摘された場合の反論方法	15
リベートの相手方を明かさない=重加算税になるのか？	18
税務調査で主張・反論すべき順番	21
～コラム～重加算税が賦課される4つのデメリット	23

PROFILE

久保 憂希也（くぼ ゆきや）元国税調査官
株式会社 KACHIEL 代表取締役 / CEO

1977 年 和歌山県和歌山市生まれ
1992 年 智弁学園和歌山高校入学
1995 年 慶應義塾大学経済学部入学
2001 年 国税庁入庁 東京国税局配属
2008 年 株式会社 InspireConsulting を設立



税務調査のコンサルタントとして活動。2011年より全国で税務調査対策研究会を開催し、1,000人超の税理士に「税務調査の正しい対応方法」を教えている。

また、税理士が質問・相談できる会員制サービス「習得会」には500名以上が入会しており、年間約1,000件の税務調査に関する質問を受けている。

【講演実績】

- 東京税理士会認定研修「税務調査の徹底講座」
- 九州北部税理士会・博多支部「税務調査の極選ノウハウ」
- TKC北陸会「税務調査の正しい受け方・適正な反論のやり方」
- 岐阜青年税理士連盟「税務調査のイロハ」
- 中国ミロク会計人会「重加算税の賦課要件と立会い時の対応方法」 など多数



CHAPTER 1



情報提供料と交際費の考え方（総論）

本書では、情報提供料や支払手数料が（税務上の）**交際費**になるか・ならないかの区分について解説していきます。

なお、ここにいる情報提供料とは、仕事の紹介・斡旋などにより対価を支払うことを広く含み、一般的には「リベート」や「キックバック」と呼ばれる対価も含まれます。

（注）本記事は、税務上の観点から、情報提供料と支払手数料の区別を解説しています。法律上の観点からは、情報提供料と支払手数料の区別は、民法上の規定に基づいて行われます。また、情報提供料と支払手数料の区別は、税法上の規定に基づいて行われます。

情報提供料と支払手数料の区別

情報提供料と支払手数料の区別は、民法上の規定に基づいて行われます。民法上の規定は、債権の性質によって異なります。情報提供料は、債権の性質として認められる対価であり、支払手数料は、債権の性質として認められない対価です。民法上の規定に基づいて区別を行うことは、税法上の区別を行うための基礎となります。

（注）本記事は、税務上の観点から、情報提供料と支払手数料の区別を解説しています。

（注）本記事は、税務上の観点から、情報提供料と支払手数料の区別を解説しています。

（注）本記事は、税務上の観点から、情報提供料と支払手数料の区別を解説しています。

（注）本記事は、税務上の観点から、情報提供料と支払手数料の区別を解説しています。

（注）本記事は、税務上の観点から、情報提供料と支払手数料の区別を解説しています。

（注）本記事は、税務上の観点から、情報提供料と支払手数料の区別を解説しています。

（注）本記事は、税務上の観点から、情報提供料と支払手数料の区別を解説しています。

（注）本記事は、税務上の観点から、情報提供料と支払手数料の区別を解説しています。

から、一層関係は、改善されていく中で、最終的に適切な関係構築が図られるように、情報提供料を払って情報提供を受けることが望ましいと考えています。

情報提供料として情報提供を受ける場合は、事前に入札者として登録されている場合は、登録料は関係が解消された時点で戻金として返金される場合があります。この場合「情報」ではなく「情報費」が支払われるから、事前に申し込まずに受取先としてお知らせ願っています。

情報提供料の場合は、**情報提供料の納入金**、**情報提供料の戻金**があります。一度情報提供料を払っても、事前に入札者登録料を「情報費」で支払った場合は「情報提供料」がない、と誤解されることがないように注意が必要です。

また、情報提供料の納入金と、情報提供料の戻金とが同一額になって、自動的に差引金控除されるような形式、支払金額が異なるような形式もあります。例えば、情報提供料としてお支払いの場合、事前に入札者登録料を「情報費」で支払った場合は、差引金控除の対象にならないで情報提供料の戻金としてお支払いになります。また、事前に入札者登録料「情報費」で支払った場合は、事前に入札者登録料は情報提供料の戻金としてお支払いになります。



なお、情報提供料の戻金に支払われる「情報提供料の戻金」は、情報提供料としてお支払いいただいた金額「情報提供料」から、登録料を戻すための「情報費」で支払った金額を差し引いた金額です。この場合「情報費」は「情報費」で支払った金額です。また、事前に情報提供料を払って、情報提供料の戻金を受取る場合は、情報提供料の戻金としてお支払いいただいた金額から、登録料を戻すための「情報費」で支払った金額を差し引いた金額です。つまり、**情報提供料 - 登録料 = 情報費**

この範囲を超えても、「費用、損失、立替金等金銭給付の記録簿」を作成する。上記の如く、経費は経理科目別（271～279）から「経費の種別を記載して」いる場合に必ず経費の種別を記載しなければならない。必要に応じて、経費の種別を「費用」として、記録簿に記述してよい。

経費は経理科目別（271～279）から「費用別、各々の種別を記載簿に記して」種別を記載して経理科目別を記載する。必要に応じて、記録簿に記述してよい。なお、「費用」として記述しない場合は、経費の種別を「立替金等金銭給付の記録簿」に記載して、記録簿に記述してよい。

また、経費は経理科目別（271～279）から「費用の種別を記載簿に記して、必要に応じて、各々の種別を記載簿に記して」記録簿に記述してよい。なお、「費用」として記述しない場合は、経費の種別を「立替金等金銭給付の記録簿」に記載して、記録簿に記述してよい。

この範囲を超えても、必要に応じて「経費の種別を記載簿に記して」記録簿に記述してよい。必要に応じて、記録簿に記述してよい。

経費は経理科目別（271～279）から「費用の種別を記載簿に記して」記録簿に記述してよい。必要に応じて、記録簿に記述してよい。

CHAPTER 2

**取引先役員・従業員への情報提供料は
交際費に該当する**

取引先役員・従業員への情報提供料は交際費に該当する

取引先役員・従業員への情報提供料は、取引先役員・従業員に対して提供した資料、
資料の作成に必要とした費用、印刷費用、郵送費用、その他の費用をいいます。この費用は、
取引先役員・従業員に対して提供した資料の作成に必要とした費用に該当するものと
見なされます。

この費用は、取引先役員・従業員に対して提供した資料の作成に必要とした費用に
該当するものと見なされます。取引先役員・従業員に対して提供した資料の作成に
必要とした費用は、取引先役員・従業員に対して提供した資料の作成に必要とした
費用に該当するものと見なされます。

CHAPTER 3

税務調査の論点にしないための処理方法

前項から引続き、取引相手方の役員・従業員に対してリベート等を支払ったケースを解説していきますが、ここからは税務調査でよく問題になる、その【相手方を明かせない】場合の否認論点とその対応方法を取り上げます。

リベートや贈答の相手方を明かせない場合、



役員・従業員に対する贈答品や役員・従業員に対するリベートは、相手方の役員・従業員に支払ったものとして認められる場合があります。

贈答品や役員・従業員に対するリベートは、相手方の役員・従業員に支払ったものとして認められる場合があります。ただし、相手方の役員・従業員に支払ったものとして認められるためには、相手方の役員・従業員に支払ったものとして認められる必要があります。また、相手方の役員・従業員に支払ったものとして認められるためには、相手方の役員・従業員に支払ったものとして認められる必要があります。

贈答品や役員・従業員に対するリベートは、相手方の役員・従業員に支払ったものとして認められる場合があります。ただし、相手方の役員・従業員に支払ったものとして認められるためには、相手方の役員・従業員に支払ったものとして認められる必要があります。また、相手方の役員・従業員に支払ったものとして認められるためには、相手方の役員・従業員に支払ったものとして認められる必要があります。

税務調査の対象となる取引については必ず適切な処理方法で報告をお願いします。

仕入税額控除の適用によって税務調査の対象となるが、仕入税額控除の適用が認められない取引の場合は、仕入税額控除の適用をしない取引と報告する必要があります。**仕入税額控除（仕入税額控除）の適用**が認められない場合は、仕入税額控除の適用をしない取引と報告する必要があります。また、仕入税額控除の適用をしない取引と報告する場合は、仕入税額控除の適用をしない取引と報告する必要があります。



なお、税務調査の対象となる取引については必ず適切な処理方法で報告をお願いします。また、仕入税額控除の適用をしない取引と報告する場合は、仕入税額控除の適用をしない取引と報告する必要があります。

仕入税額控除の適用によって、仕入税額控除の適用が認められない取引と報告する場合は、仕入税額控除の適用をしない取引と報告する必要があります。また、仕入税額控除の適用をしない取引と報告する場合は、仕入税額控除の適用をしない取引と報告する必要があります。

「仕入税額控除の適用が認められない取引」については、「仕入税額控除の適用が認められない取引」として報告する必要があります。また、仕入税額控除の適用をしない取引と報告する場合は、仕入税額控除の適用をしない取引と報告する必要があります。

CHAPTER 4



役員賞与＋重加算税の指摘に 反論する方法

リベートの相手方を明かせない場合、税務調査では「役員賞与+重加算税」と指摘されるケースが多いと思います。

「役員賞与+重加算税」と指摘された場合、税務調査官から「役員賞与の相手方を明かせない場合は、重加算税の対象となる」と指摘されることがあります。この場合、重加算税の対象となる役員賞与の相手方を明かすことが必要です。

一方で、この場合でも重加算税の対象となる役員賞与の相手方を明かすことが、**重加算税の軽減**に繋がります。

----- ② -----
この役員賞与の相手方については、重加算税の対象となる役員賞与の相手方を明かすことが必要です。また、重加算税の対象となる役員賞与の相手方を明かすことが、重加算税の軽減に繋がります。

----- ③ -----
重加算税の対象となる役員賞与の相手方を明かすことが、**重加算税の軽減**に繋がります。また、重加算税の対象となる役員賞与の相手方を明かすことが、重加算税の軽減に繋がります。

一方で、重加算税の対象となる役員賞与の相手方を明かすことが、重加算税の軽減に繋がります。また、重加算税の対象となる役員賞与の相手方を明かすことが、重加算税の軽減に繋がります。

重加算税の対象となる役員賞与の相手方を明かすことが、重加算税の軽減に繋がります。また、重加算税の対象となる役員賞与の相手方を明かすことが、重加算税の軽減に繋がります。

CHAPTER 5

秘匿金課税と指摘された場合の反論方法

従来から、その用途・費途が明らかにならない支出に関しては、法人税基本通達9-7-20で損金不算入と規定されています（この論点は前項で解説しました）。

一方で、費途不明として申告加算している中に、ヤミ献金や賄賂など、不正資金が含まれているとの批判から、それら違法行為を抑制するため、平成6年から**用途秘匿金**が導入されました。

用途秘匿金とは、不正な用途に使用される恐れがある支出を、一定範囲として申告する。



用途秘匿金とは、不正な用途に使用される恐れがある支出を、一定範囲として申告する。用途秘匿金の範囲は、不正な用途に使用される恐れがある支出を、一定範囲として申告する。

用途秘匿金の範囲は、不正な用途に使用される恐れがある支出を、一定範囲として申告する。用途秘匿金の範囲は、不正な用途に使用される恐れがある支出を、一定範囲として申告する。

用途秘匿金の範囲は、不正な用途に使用される恐れがある支出を、一定範囲として申告する。用途秘匿金の範囲は、不正な用途に使用される恐れがある支出を、一定範囲として申告する。

税務調査の結果が不利な場合の反論方法

税務調査の結果が不利な場合、どのような反論を行うべきか。まず、調査官の指摘が正しいかどうかを確認する。調査官の指摘が正しい場合は、調査官の指摘に従って申告を修正する。調査官の指摘が誤りである場合は、調査官の指摘を争い、調査官の指摘が誤りであることを証明する。調査官の指摘が誤りである場合は、調査官の指摘を争い、調査官の指摘が誤りであることを証明する。調査官の指摘が誤りである場合は、調査官の指摘を争い、調査官の指摘が誤りであることを証明する。



このように、税務調査の結果が不利な場合、どのような反論を行うべきか。まず、調査官の指摘が正しいかどうかを確認する。調査官の指摘が正しい場合は、調査官の指摘に従って申告を修正する。調査官の指摘が誤りである場合は、調査官の指摘を争い、調査官の指摘が誤りであることを証明する。

CHAPTER 6

**リベートの相手方を明かさない＝重加算税
になるのか？**

リベートの相手方を明かさないと重加算税になるのか？

リベートの支払相手方を明かさない場合、税務調査では「隠ぺいに該当することから重加算税になります」と指摘されることがほとんどかと思えます。

しかし、結果としては同じなのですが、支払った相手方を純粹に（ウソではなく）わからない・覚えていない場合であれば、使途不明金になり、費途不明の交際費として損金不算入になるだけであって、重加算税は課されないでしょう。具体的な**隠ぺい行為がない**からです。

なお、過去の事例では、支払相手方を明かさず、かつ、領収書も提出しない場合、税務調査では「隠ぺいに該当することから重加算税になります」と指摘されることがあります。また、過去の事例では、支払相手方を明かさず、かつ、領収書も提出しない場合、税務調査では「隠ぺいに該当することから重加算税になります」と指摘されることがあります。



なお、過去の事例では、支払相手方を明かさず、かつ、領収書も提出しない場合、税務調査では「隠ぺいに該当することから重加算税になります」と指摘されることがあります。

なお、過去の事例では、支払相手方を明かさず、かつ、領収書も提出しない場合、税務調査では「隠ぺいに該当することから重加算税になります」と指摘されることがあります。

CHAPTER 7

税務調査で主張・反論すべき順番

ここまで、リベートの相手方を明かせない場合の税務調査対応について解説してきましたが、本項はここまでの内容を踏まえた「総まとめ」です。

① 納税義務発生要件の争い、課税標準の争い、徴収、返付（徴収額超過）の争い等に関する争いにおいて、税務調査相手方が主張する主張が、税務調査相手方の主張に有利である場合には、税務調査相手方の主張が有利であるとして、税務調査相手方の主張を認め、税務調査相手方の主張を有利とする旨の答復を行う。

② 次に、税務調査相手方が主張する主張が有利である場合、税務調査相手方の主張が有利であるとして、税務調査相手方の主張を認め、税務調査相手方の主張が有利であるとして、税務調査相手方の主張を認め、税務調査相手方の主張を有利とする旨の答復を行う。

③ 次に、税務調査相手方が主張する主張が有利である場合、税務調査相手方の主張が有利であるとして、税務調査相手方の主張を認め、税務調査相手方の主張が有利であるとして、税務調査相手方の主張を認め、税務調査相手方の主張を有利とする旨の答復を行う。

④ 税務調査相手方が主張する主張が有利である場合、税務調査相手方の主張が有利であるとして、税務調査相手方の主張を認め、税務調査相手方の主張が有利であるとして、税務調査相手方の主張を認め、税務調査相手方の主張を有利とする旨の答復を行う。

⑤ 税務調査相手方が主張する主張が有利である場合、税務調査相手方の主張が有利であるとして、税務調査相手方の主張を認め、税務調査相手方の主張が有利であるとして、税務調査相手方の主張を認め、税務調査相手方の主張を有利とする旨の答復を行う。

⑥ 次に、税務調査相手方が主張する主張が有利である場合、税務調査相手方の主張が有利であるとして、税務調査相手方の主張を認め、税務調査相手方の主張が有利であるとして、税務調査相手方の主張を認め、税務調査相手方の主張を有利とする旨の答復を行う。

⑦ 次に、税務調査相手方が主張する主張が有利である場合、税務調査相手方の主張が有利であるとして、税務調査相手方の主張を認め、税務調査相手方の主張が有利であるとして、税務調査相手方の主張を認め、税務調査相手方の主張を有利とする旨の答復を行う。

CHAPTER 8

～コラム～

重加算税が賦課される4つのデメリット

COLUMN

重加算税が賦課される4つのデメリット

税務調査において、重加算税を賦課したい調査官。もちろん、自身の評価を上げるためですが、本来は重加算税でもないのに、重加算税と指摘されて適正に反論できないことが問題です。調査官が重加算税を課すためによくいう言葉は、

「重加算税を課すのは、税務調査の目的です。重加算税を課すことで、税務調査の目的を達成することができます。」

「重加算税を課すのは、税務調査の目的です。」

また、税務調査において、**重加算税を課すのは、税務調査の目的です。**重加算税を課すことで、税務調査の目的を達成することができます。重加算税を課すことで、税務調査の目的を達成することができます。重加算税を課すことで、税務調査の目的を達成することができます。

「重加算税を課すのは、税務調査の目的です。重加算税を課すことで、税務調査の目的を達成することができます。」

(1) 重加算税を課すのは、税務調査の目的です。

重加算税を課すのは、税務調査の目的です。重加算税を課すことで、税務調査の目的を達成することができます。

(2) 重加算税を課すのは、税務調査の目的です。

重加算税を課すのは、税務調査の目的です。重加算税を課すことで、税務調査の目的を達成することができます。

「重加算税を課すのは、税務調査の目的です。」

「重加算税を課すのは、税務調査の目的です。」

「重加算税を課すのは、税務調査の目的です。」

「重加算税を課すのは、税務調査の目的です。」



課税対象が、重加算税の対象となる所得の種類が異なることによる。

課税対象となる所得の種類が、重加算税の対象となる所得の種類によって課税される重加算税の、重加算税の率（重加算率）が異なることによる。例えば、重加算税の対象となる所得の種類が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。例えば、重加算税の対象となる所得の種類が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。

重加算税の対象となる所得の種類が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。例えば、重加算税の対象となる所得の種類が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。

① 重加算税の対象となる所得

重加算税の対象となる所得の種類が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。例えば、重加算税の対象となる所得の種類が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。

重加算税の対象となる所得の種類が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。例えば、重加算税の対象となる所得の種類が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。

② 重加算税の税率

重加算税の税率が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。例えば、重加算税の税率が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。

重加算税の対象となる所得の種類が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。例えば、重加算税の対象となる所得の種類が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。例えば、重加算税の対象となる所得の種類が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。

重加算税の対象となる所得の種類が、重加算税の対象となる所得の種類によって異なることによる。



2023年11月当時の内容であり、
以後の税制改正等の内容は反映されませんのでご注意ください